

別表

事業 種目	実施主体	事業内容	助成対象経費 (消費税及び地方消費税は除く。)	採択要件	助成 期間	補助率
農企業 者等経 営強化 型(売 上高2 千万円 以上タ イプ)	<p>実施主体は、次の1又は2かつ3から6の要件をすべて満たす農業経営体又は林業経営体であることとする。</p> <p>1 次に掲げる要件を満たす者であること。 (ア) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。以下同じ。)又は事業採択年度内に認定を受けることが見込まれる者 (イ) 事業実施地域内の農業を担う者(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画において定められた地域内の農業を担う一覽に掲げられている者をいう。以下同じ。)又は事業採択年度内に事業実施地域内の農業を担う者に掲げられることが見込まれる者</p> <p>2 認定事業主(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条に規定する労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の</p>	<p>推進事業 事業プラン作成(そのためのコンサルタント相談を含む)や販路開拓のためのマーケティングなど。</p> <p>施設・機械整備事業 規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付。用地取得は除く。</p>	<p>1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</p> <p>2 外部委託費(助成対象経費の50%以内に限る。)</p> <p>3 広告宣伝費、ホームページ作成費</p> <p>4 専門家に対する講師謝金及び旅費</p> <p>5 調査研究費(データ購入・調査分析にかかる経費等)、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費</p> <p>6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費</p> <p>7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</p> <p>1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具</p> <p>2 農地の簡易整備に要する経費</p> <p>3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの(女性雇用に必要な職場環境整備に要する経費を含む。)</p>	<p>ビジネスプランが次の要件のすべてを満たすこととする。</p> <p>1 農業経営体にあつては、事業完了後3箇年度以内に、新規の常時雇用者2名以上を含む常時雇用者5名以上の確保(農業部門に限る。また、うち3割以上を女性とする。)を目標とすること。</p> <p>2 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を1名以上確保(農林業部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。)することが見込まれること。</p> <p>3 助成対象経費の50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。</p>	2箇年 度以内	助成対象経 費の40%以 内 (補助上限 300万円)

	<p>機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画の認定を受けている者をいう。)であること。</p> <p>3 農地所有適格法人等（府内に事務所又は事業所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人又は農林産物の生産を行う法人をいう。）であること又は助成期間中に、農地所有適格法人等になることが確実と見込まれる者であること。</p> <p>4 過去3箇年度分の売上高の平均（農林業部門に限る。）が2,000万円以上1億円未満であること。</p> <p>5 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。</p> <p>6 過去に本事業を活用していないこと。（ただし、過去に2千万円未満タイプを活用した者は2千万円未満タイプの採択要件1から3の目標を達成している場合に限り申請可能とする。）</p>					
<p>農企業者等目標型（売上高</p>	<p>実施主体は、次の1又は2かつ3から6の要件をすべて満たす農業経営体又は林業経営体であることとする。</p> <p>1 次に掲げる要件を満たす者であ</p>	<p>推進事業 事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販</p>	<p>1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</p> <p>2 外部委託費（助成対象経費の50%以内に</p>	<p>ビジネスプランが次の要件のすべてを満たすこととする。</p> <p>1 事業完了後3箇年</p>	<p>1箇年度以内</p>	<p>助成対象経費の40%以内 （補助上限</p>

<p>2千万円未満タイプ)</p>	<p>ること。 (ア) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者又は事業採択年度内に認定を受けることが見込まれる者 (イ) 事業実施地域内の農業を担う者又は事業採択年度内に事業実施地域の農業を担う者に掲げられることが見込まれる者</p> <p>2 認定事業主であること。 3 次の(ア)又は(イ)を満たすこと。 (ア) 農地所有適格法人等又は府内に事務所若しくは事業所を有する畜産物の生産を行う法人であること。 (イ) 事業完了後3箇年度以内に、農地所有適格法人等又は府内に事務所若しくは事業所を有する畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者であること。</p> <p>4 過去3箇年度分の売上高の平均(農林業部門又は畜産部門に限る。)が2,000万円未満であること。 5 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年度以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。 6 過去に本事業を活用していないこと。</p>	<p>路開拓のためのマーケティングなど。</p>	<p>限る。) 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費(データ購入・調査分析にかかる経費等)、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要な不可欠な経費で上記に準じるもの</p>	<p>度以内に、年間の売上高2,000万円を超えるビジネスプランとなっていること。 2 事業完了後3箇年度以内に、利用権の設定又は作業の受託等を行うことで、計画策定時点より20%以上の農林業部門における経営面積、畜産部門における頭羽数の拡大又は計画策定時点より20%以上の農林業部門若しくは畜産部門における売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了年度内に女性の新規常時雇用者を1名以上確保(農林業部門又は畜産部門に限る。また、林業経営体にあつては、林業労働者に限る。)することが見込まれること。 4 助成対象経費の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。</p>	<p>300万円)</p>
		<p>施設・機械整備事業 規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付。用地取得は除く。</p>	<p>1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要な不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの(女性雇用に必要な職場環境整備に要する経費を含む。)</p>		

